

平成22年(ラ)第1258号 訴状却下命令に対する抗告事件(原審・東京地方
裁判所平成22年(ワ)第1559号の10)

決 定

抗 告 人

同 代 理 人 弁 護 士

同

同

同

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

住居所不明

(最後の就業場所) 東京都豊島区池袋2丁目13番7号見山ビル1F

株式会社ベストカンパニージャパン内

相 手 方

室 井

主

文

東京地方裁判所裁判官が同裁判所平成22年(ワ)第1559号の10事件につ
き相手方についてした訴状却下命令を取り消す。

理 由

1 抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨は、原命令を取り消すとの裁判を求めるとい
うものであり、その理由は、相手方は、その氏名、最後の就業場所及びその具体的言動によって自
然人である当事者としての特定がされているというものである。

2 事案の概要

(1) 頭書原審事件は、抗告人が東京地方裁判所に提起した抗告人を原告とし、相
手方を含む59名の者を被告として損害賠償を求める訴えに係る事件につき、
原審被告株式会社ベストカンパニージャパン(以下「原審被告会社」とい
う。)、同松田(以下「原審被告松田」という。)及び相手方である原審

被告室井■■■■の3名について弁論が分離されたものである。上記原審事件において、抗告人は、原審被告らに対し、原審被告会社は、証券業の登録を有しておらず、また、実際に株式を買い付ける意思等がないにもかかわらず、平成19年7月ころ、その従業員であった相手方においてこれがあるかのように装い、抗告人に対し、株式の購入等を勧誘し、株式買付資金名下に金員を騙取したなどと主張し、相手方らに対し、不法行為等（相手方につき民法709条、原審被告会社につき民法715条1項、原審被告松田につき民法719条1項及び709条並びに会社法429条1項）に基づく損害賠償として、上記株式買付資金相当額の金員及び弁護士費用並びにその遅延損害金の支払を求めた。

(2) 原審の裁判官（裁判長）は、上記原審事件の原審被告らのうち相手方について、抗告人が相手方の特定の不備を補正しないとして、民事訴訟法137条に基づき訴状却下命令をしたため、抗告人がこれを不服として抗告をした。

3 当裁判所の判断

(1) 一件記録によれば、次の各事実が認められる。

ア 前記原審事件の訴状（以下「本件訴状」という。）の被告目録において、原審被告である相手方の表示として「住居所不明（最後の就業場所）〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目13番7号見山ビル1F 株式会社ベストカンパニージャパン内 被告 室井■■■■」と記載されている。この地は、原審被告会社の本店所在地である。

イ 原審は、平成22年5月21日、上記原審事件の第1回口頭弁論期日において、本件訴状の送達が未了であった相手方について期日を延期し、原審被告会社及び原審被告松田について口頭弁論を終結した。

なお、原審被告会社及び原審被告松田に対する判決は、同年6月9日の第2回口頭弁論期日において、言い渡された。

ウ 原審の裁判官（裁判長）は、抗告人に対し、平成22年6月9日付け補正命令により、10日以内に相手方の住所又は住所が知れない場合には知れて

いる最後の住所を明らかにする資料を提出して被告を特定することを命じ、上記補正命令の正本は、抗告人に対し、同日、送達された。

オ 原審の裁判官（裁判長）は、平成22年6月22日、抗告人が所定の期間内に被告を特定する補正をしないとして、民事訴訟法137条の規定により、相手方につき本件訴状を却下する訴状却下命令をし、その謄本は、抗告人に対し、同月23日、送達された。

抗告人は、同月25日、本件抗告をした。

(2)ア 以上の認定事実を基に検討するに、当事者は、判決の名宛人としてその効力を受ける者であるから、訴状における当事者の記載（民事訴訟法133条2項1号）は、裁判所において、他の者と識別することができる程度に特定して行う必要がある。

自然人である当事者の特定は、氏名及び住所の記載によって行うのが一般的であるが、当事者の特定の機能を果たすものである限り、氏名に代わるものとして通称等を表示したり、住所が不明である場合に居所、居所が不明である場合に最後の住所を記載するなどして行うことも許されるものである。

そして、自然人が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する就業場所は、当該自然人が労務の提供等を行う場所であることにかんがみれば、それがいかなる場所であるか客観的に特定することができるものである限り、就業場所の記載をもって氏名等の他の特定要素と併せて自然人である当事者を特定することも許されるものというべきであり、この点は、原則として当該自然人がすでにその就業場所では就業していない場合についても同様であると解するのが相当である。

イ 本件訴状は、前記認定のとおり、原審被告としての相手方は、最後の就業場所及び氏名の記載をもって表示されているところ、上記最後の就業場所は、原審被告会社の本店所在地であり、本件訴状の「請求の原因」欄の記載も参照すれば（当事者の特定に当たり、訴状の当事者の表示欄以外の記載も参照

することが許されるものと解される。), 本件訴状において, 相手方は, その氏名が「室井[REDACTED]」であって, 平成19年7月当時原審被告会社の従業員であった者であり, その立場において抗告人が主張する株式の購入の勧誘等をした者であると記載されているものと理解される。

もっとも, 原審被告会社は, 前記原審事件に係る訴えが提起される前の時点ですでにその本店所在地でその事業を行っておらず, さらには同地に事務所も存しなかったことがうかがわれるが(一件記録), 前示のとおり, 本件訴状における相手方の記載が, 平成19年7月当時原審被告会社の従業員であり, その本店所在地を就業場所としていた者を意味するものであることにかんがみれば, 本件においては, 前記の最後の就業場所の記載をもって, 当事者を特定するための一つの要素となるのである。

ウ そうすると, 相手方は, 本件訴状において, 氏名, 最後の就業場所の記載及びこれを補充する請求の原因の記載によって自然人である当事者としての特定がされているものというべきである。

(3) 以上によれば, 原審被告である相手方の特定がされないことを理由として本件訴状を却下した原命令は, 違法であるから, これを取り消すこととし, 主文のとおり決定する。

平成22年8月10日

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 金子 順 一

裁判官 原 啓 一 郎

裁判官 内 堀 宏 達

これは正本である。

平成22年8月11日

東京高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 本橋 真生夫

